

申1号 申し入れる!

「安全・健康・働きがい」が担保できる

職場環境を創り出すための緊急申し入れ

6月17日にJR東日本本社から「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務の委託範囲について」の説明を受けました。

現在、駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅については現地責任者業務を可能としているが、更なる輸送品質の向上を図るため、管理しているエリア内の業務委託駅へ駆けつけ、現地責任者業務を可能にするため業務委託の契約内容の変更を10月1日から実施するという内容です。

今回の契約内容は、業務に従事する組合員はもとより社員に大きな影響があり、「安全・健康・働きがい」が担保できる職場環境を整備していくため本日申し入れをしました。

1. 「労使間の取扱いに関する協約」を順守し、団体交渉等の要請に速やかに応じること。
2. 現地責任者業務の実態に踏まえ、今後の対応について明らかにすること。
3. この間繰返し発生していた「線路内落とし物拾得」時の対応について問題点を明らかにすること。
4. 安全確保の観点から運行に関する教育・訓練を充実させること。
5. 受託内容が変更になる場合は、あらかじめ説明すること。
6. 社員にとって必要な駅設備（寝室等）については、JR本体と調整を行い改善すること。
7. 高年齢者雇用安定法に踏まえエルダー満期後も希望する社員については、契約社員・パート社員として雇用の継続をすること。

「安全・健康・働きがい」が担保できる
職場環境の実現のため、ひがし労に結集しよう!